

医政歯発 0124 第 1 号
平成 25 年 1 月 24 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）

今般、複数の無届出の歯科技工所で歯科技工が行われている疑いがある事案が判明した。

歯科技工所の開設を行う場合には、歯科技工士法第21条に基づき、開設後10日以内に、開設の場所、管理者の氏名等の事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）に届け出ることとされており、届出事項に変更が生じたときも同様に届出が必要とされている。

今後、無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点から、貴職におかれても開設等届出の確認の徹底を行うよう、関係者に周知方を願います。

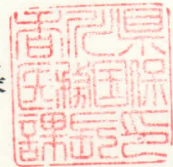
24医国第52334号

平成25年 1月30日

社団法人香川県歯科技工士会

会長 西桶 浩三 様

香川県健康福祉部医務国保課長



歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について

日頃から本県の医療行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省医政局歯科保健課長から、別添のとおり通知がありましたので、貴会員に周知をお願いします。

また、当通知は県ホームページ内医療情報総合サイト【医療機関の方へ】の欄にも掲載しておりますので参照してください。

<参考>

県ホームページの医療情報総合サイト内掲載アドレス

<http://www.pref.kagawa.jp/imu/soumujji/sub18.htm>

公社日技第 01-20 号
2013 年 1 月 30 日

都道府県歯科技工士会会長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 古 橋 博 美



歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について

毎々の会務ご協力を感謝いたします。

さて、平成 25 年 1 月 24 日付で厚生労働省医政局歯科保健課長通知が都道府県の
医務主管部(局)長宛に発出されましたので別添(写)を送付いたします。

貴職におかれましては、会員への周知方をよろしくお願いいたします。

また、歯科技工所開設届け出等整備推進事業についても引き続きご協力いただき
ますよう併せてお願いいたします。

以 上